

議案第57号

桑名市議会議員及び桑名市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する
条例の一部改正について

桑名市議会議員及び桑名市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年6月5日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市議会議員及び桑名市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の
一部を改正する条例

桑名市議会議員及び桑名市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成
16年桑名市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

第13条及び第14条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 後	改 正 前
(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払) 第9条 桑名市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 (選挙運動用ビラの作成における公費の支払) 第13条 桑名市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第11条後段において準用する第2条のただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求	(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払) 第9条 桑名市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 (選挙運動用ビラの作成における公費の支払) 第13条 桑名市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第11条後段において準用する第2条のただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求

に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

第14条 第11条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、作成単価(当該作成単価が8円38銭を超える場合には、8円38銭)に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。

に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

第14条 第11条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、作成単価(当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭)に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。

議案第58号

桑名市職員の育児休業等に関する条例及び桑名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

桑名市職員の育児休業等に関する条例及び桑名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年6月5日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市職員の育児休業等に関する条例及び桑名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(桑名市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 桑名市職員の育児休業等に関する条例（平成16年桑名市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「日数及び勤務日ごとの勤務時間」を「日数」に改め、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第24条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第24条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第24条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第24条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第24条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第24条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第25条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（次項において「部分休業」という。）」に改める。

第26条中「第14条の規定は、部分休業について準用する」を「育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする」に改める。

(桑名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 桑名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年桑名市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第17条の2第1項」を「第17条の3第1項」に改める。

第17条の3を第17条の4とし、第17条の2中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第17条の3とし、第17条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、桑名市職員の育児休業等に関する条例（平成16年桑名市条例第36号）

第27条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (3) 桑名市職員の育児休業等に関する条例第27条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（育児休業等に関する経過措置）

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の桑名市職員の育児休業等に関する条例第24条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

（勤務時間、休暇等に関する経過措置）

- 3 任命権者は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の桑名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

参 考

(改正のあらまし)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、仕事と生活の両立支援の拡充をするため、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 後	改 正 前
桑名市職員の育児休業等に関する条例（第 1 条関係） （部分休業をすることができない職員） 第 2 3 条 育児休業法第19条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) （略） (2) 勤務の<u>日数</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。<u>次条において同じ。</u>） （第 1 号部分休業の承認） 第 2 4 条 育児休業法第19条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は _____、30分を単位として行うものとする。 2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の 2 の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>第 1 号部分休業</u>の承認については、1 日につき 2 時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>第 1 号部分休業</u>の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第76号）第61条の 2 第 20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児	（部分休業をすることができない職員） 第 2 3 条 育児休業法第19条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) （略） (2) 勤務の<u>日数及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く_____。） （部分休業_____の承認） 第 2 4 条 部分休業（育児休業法第19条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、<u>勤務時間条例第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u> 2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の 2 の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>部分休業_____</u>の承認については、1 日につき 2 時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>部分休業_____</u>の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第76号）第61条の 2 第 20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児

時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第24条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第24条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第24条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第24条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の

時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。

小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第25条 職員(会計年度任用職員を除く。)が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業(次項において「部分休業」という。)の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第17条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第49条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 (略)

(部分休業の承認の取消事由)

第26条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

桑名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(第2条関係)

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第17条の3第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 (略)

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、桑名市職員の育児休業等に関する条例(平成16年桑名市条例第36号)第27条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第25条 職員(会計年度任用職員を除く。)が部分休業

の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第17条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第49条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 (略)

(部分休業の承認の取消事由)

第26条 第14条の規定は、部分休業について準用する

—。

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第17条の2第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 (略)

次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 桑名市職員の育児休業等に関する条例第27条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等

に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2（略） （勤務環境の整備に関する措置） <u>第17条の4</u> （略）	2（略） （勤務環境の整備に関する措置） <u>第17条の3</u> （略）
--	--

議案第59号

桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年6月5日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年桑名市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表中「

選挙長	日額 10,800円
投票管理者	日額 12,800円
投票管理者（期日前投票所）	日額 11,300円
開票管理者	日額 10,800円
選挙立会人	日額 8,900円
投票立会人	日額 立会時間が7時間を超える者 10,900円
	日額 立会時間が7時間以下の者 5,450円
投票立会人（期日前投票所）	日額 立会時間が6時間を超える者 9,600円
	日額 立会時間が6時間以下の者 4,800円
開票立会人	日額 8,900円

」を「

選挙長	日額 12,200円
投票管理者	日額 14,500円
投票管理者（期日前投票所）	日額 12,800円
開票管理者	日額 12,200円
選挙立会人	日額 10,100円
投票立会人	日額 立会時間が7時間を超える者 12,400円
	日額 立会時間が7時間以下の者 6,200円
投票立会人（期日前投票所）	日額 立会時間が6時間を超える者 10,900円
	日額 立会時間が6時間以下の者 5,450円
開票立会人	日額 10,100円

」に改め、同表不当要求行為防止対策委員会委員の項を削り、同表行政不服審査会委員の項の次に次のように加える。

職場環境対策委員会委員	日額 15,000円
-------------	------------

別表水道管路更新事業者選定委員会委員の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

桑名市職場環境対策の推進に関する条例の制定、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)	(略)	(略)	(略)
選挙長	日額 <u>12,200円</u>	選挙長	日額 <u>10,800円</u>
投票管理者	日額 <u>14,500円</u>	投票管理者	日額 <u>12,800円</u>
投票管理者（期日前投票所）	日額 <u>12,800円</u>	投票管理者（期日前投票所）	日額 <u>11,300円</u>
開票管理者	日額 <u>12,200円</u>	開票管理者	日額 <u>10,800円</u>
選挙立会人	日額 <u>10,100円</u>	選挙立会人	日額 <u>8,900円</u>
投票立会人	日額 立会時間が7時間を超える者 <u>12,400円</u>	投票立会人	日額 立会時間が7時間を超える者 <u>10,900円</u>
	日額 立会時間が7時間以下の者 <u>6,200円</u>		日額 立会時間が7時間以下の者 <u>5,450円</u>
投票立会人（期日前投票所）	日額 立会時間が6時間を超える者 <u>10,900円</u>	投票立会人（期日前投票所）	日額 立会時間が6時間を超える者 <u>9,600円</u>
	日額 立会時間が6時間以下の者 <u>5,450円</u>		日額 立会時間が6時間以下の者 <u>4,800円</u>
開票立会人	日額 <u>10,100円</u>	開票立会人	日額 <u>8,900円</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
退職手当審査会委員	日額 10,000円	退職手当審査会委員	日額 10,000円
(略)	(略)	不当要求行為防止対策委員会委員	日額 10,000円
(略)	(略)	(略)	(略)
行政不服審査会委員	日額 15,000円	行政不服審査会委員	日額 15,000円
職場環境対策委員会委員	日額 15,000円	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
上野浄水場更新整備事業者選定委員会委員	日額 10,000円	上野浄水場更新整備事業者選定委員会委員	日額 10,000円
(略)	(略)	水道管路更新事業者選定委員会委員	日額 10,000円
(略)	(略)	(略)	(略)

議案第60号

桑名市職員退職手当支給条例の一部改正について

桑名市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年6月5日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

桑名市職員退職手当支給条例（平成16年桑名市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第13条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第13項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の桑名市職員退職手当支給条例第13条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した桑名市職員退職手当支給条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の適用の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

参 考

(改正のあらまし)

雇用保険法等の一部改正により、失業者の退職手当についての規定等を整備するため、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 後	改 正 前
(失業者の退職手当)	(失業者の退職手当)
第13条 (略)	第13条 (略)
2～10 (略)	2～10 (略)
11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。	11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額	(4) <u>職業</u> に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額
(5)・(6) (略)	(5)・(6) (略)
12・13 (略)	12・13 (略)
14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。	14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、 <u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める</u> <u>日</u> 数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。
削る	(1) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u>
削る	(2) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u>
15～17 (略)	15～17 (略)
附 則 (経過措置)	附 則 (経過措置)
13 <u>令和9年3月31日以前に退職した職員に</u>	13 <u>令和7年3月31日以前に退職した職員に</u>

対する第13条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「

(略)

」とする。

対する第13条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「

(略)

」とする。

議案第61号

桑名市職場環境対策の推進に関する条例の制定について

桑名市職場環境対策の推進に関する条例を次のように定めるものとする。

令和7年6月5日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市職場環境対策の推進に関する条例

桑名市不当要求行為防止対策委員会条例（令和3年桑名市条例第17号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、職員又は職務に関する諸問題について、統一かつ適切に対応するために必要な事項を定めることにより、職員が安心して働くことができる職場環境を構築し、もって質の高い行政サービスの持続可能な提供を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 市の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項に規定する特別職の職員）及び労働者派遣契約その他の契約に基づいて市の事務又は事業に従事する者をいう。
- (2) 職場環境問題 職場において行われる職員に対する言動であつて、職場環境を害するおそれのあるものとして規則で定めるものをいう。
- (3) 公益目的通報 職員が市の事務又は事業に関し、次に掲げる事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、市に通報することをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で行われるものを除く。
 - ア 法令（条例及び規則を含む。）に違反する事実
 - イ 適正な職務の執行を妨げる不当な事実（アに該当するものを除く。）

（委任）

第3条 任命権者（市長を除く。）は、職場環境問題及び公益目的通報等（公益目的通報及びこれと同様に取り扱うべき通報として規則で定めるものをいう。以下同じ。）に関する事務（職員の任命、休職、免職、分限、懲戒その他の任命権の行使に関するものを除く。）の処理を市長に委任する。

（相談に対する措置等）

第4条 市長は、規則で定めるところにより、職場環境問題に関する相談及び公益目的通報等に応ずるための体制を整備するものとする。

- 2 市長は、職員から相談のあった職場環境問題及び公益目的通報等について、規則で定めるところにより、事実の調査その他の必要な措置を講じ、適切に処理するものとする。
- 3 公益目的通報等をした者は、前項の措置に協力を求められた場合、これに協力しなければならないものとする。ただし、協力しないことにつき、正当な理由があるときは、この限りでない。

（不利益取扱いの禁止等）

第5条 任命権者は、職員に対し、職場環境問題に関する相談又は公益目的通報をしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 前項の規定に違反する処分その他の措置は、無効とする。

（桑名市職場環境対策委員会）

第6条 職場環境問題等（職場環境問題その他の職員に関する問題として規則で定めるものをいう。

第3項及び次条第1項において同じ。）及び公益目的通報等に関し調査審議するため、職員である者以外の委員で構成する桑名市職場環境対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次条第1項の規定による諮問に応じて調査審議する。
- 3 委員会は、前項に定めるもののほか、市長に対し、職場環境問題等及び公益目的通報等に関し意見を述べることができる。
- 4 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（諮問等）

第7条 市長は、職場環境問題に関する相談又は公益目的通報等があったときは、規則で定めるところにより、委員会に諮問するものとする。任命権者が職場環境問題等を認知した場合も同様とする。

- 2 委員会は、前項の規定による諮問があったときは、調査審議の上、規則で定めるところにより、

当該諮問に係る事案の処理方針について、市長に対し答申するものとする。

3 市長は、前項の規定による答申があったときは、これを尊重して速やかに必要な措置を講ずるものとする。

(秘密保持)

第8条 職場環境問題又は公益目的通報等に関する職務に従事し、又は従事していた職員は、正当な理由がなく、当該職務に関して知り得た事項を漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考

(制定のあらまし)

職場の問題全般について、統一的かつ適切に対応する体制の整備等を図るため、条例の全部を改正するものであります。

議案第62号

財産の取得について

桑名市消防本部ほか8か所に配備する消防救急デジタル無線として、次のとおり財産を取得することについて、桑名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年桑名市条例第53号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月5日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 名 称 | 消防救急デジタル無線（移動局） |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 41,415,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 三重県四日市市川島新町143-3
中央電子光学株式会社三重支店
支店長 江上 裕次 |

参 考

消防救急デジタル無線（移動局）

開札年月日 令和 7 年 4 月 25 日

業 者 名	入札価格	備 考
中央電子光学株式会社三重支店 支店長 江上 裕次	37,650,000円	落 札

入札価格には消費税額を含まない。

議案第63号

市道の認定、廃止及び変更について

市道の路線を次のとおり認定、廃止及び変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び同法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

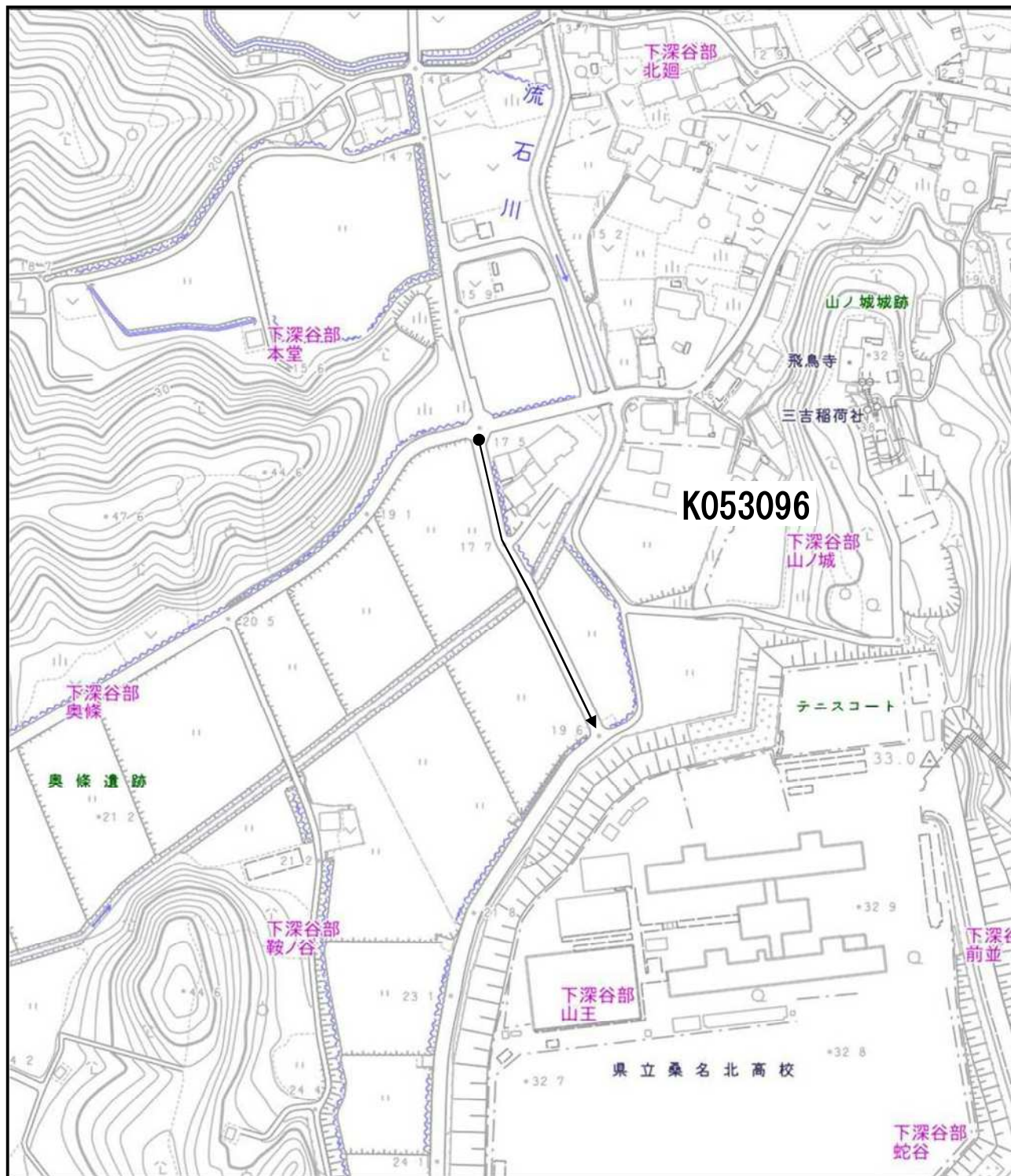
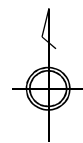
令和7年6月5日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

1 認定する路線

路線番号	路線名	起点	重要な 経過地	延長(m)
		終点		幅員(m)
K053096	下深谷部144号線	大字下深谷部字本堂5699番地先		146.6
		大字下深谷部字鞍ノ谷5486番地先		5.6～11.0
K093118	下深谷部145号線	大字下深谷部字山王2610番地先		249.0
		大字下深谷部字蛇谷5383番地先		6.0～12.5

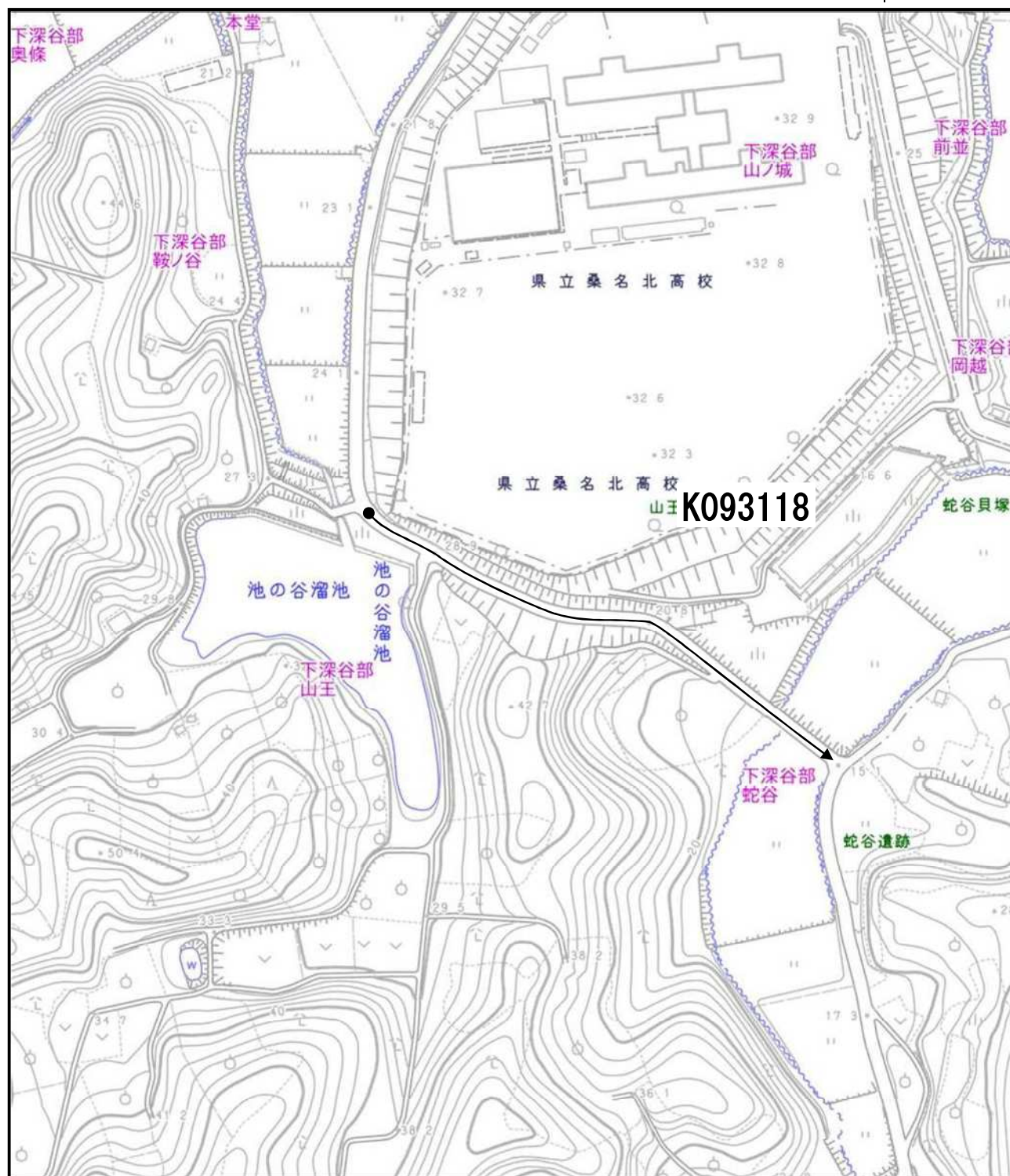
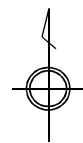
下深谷部地区 認定路線図



路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地	延長(m)
		終 点		幅員(m)
K053096	下深谷部144号線	大字下深谷部字本堂5699番地先		146.6
		大字下深谷部字鞍ノ谷5486番地先		5.6～11.0

凡 例	
起点	●
終点	▲
認定路線	—

下深谷部地区 認定路線図

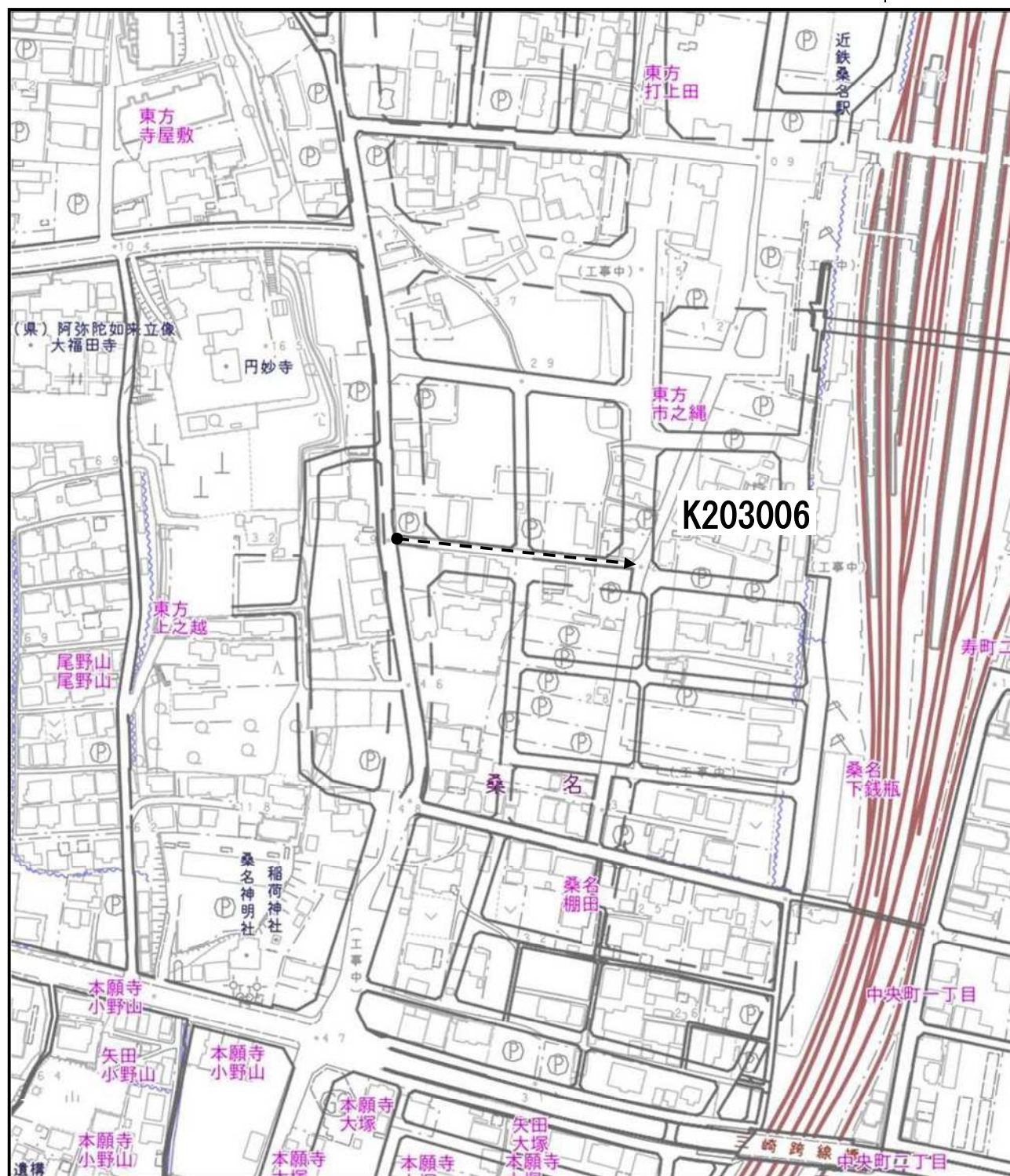


路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地	延長(m)
		終 点		幅員(m)
K093118	下深谷部145号線	大字下深谷部字山王2610番地先		249.0
		大字下深谷部字蛇谷5383番地先		6.0～12.5

凡 例	
起点	●
終点	▲
認定路線	—

2 廃止する路線

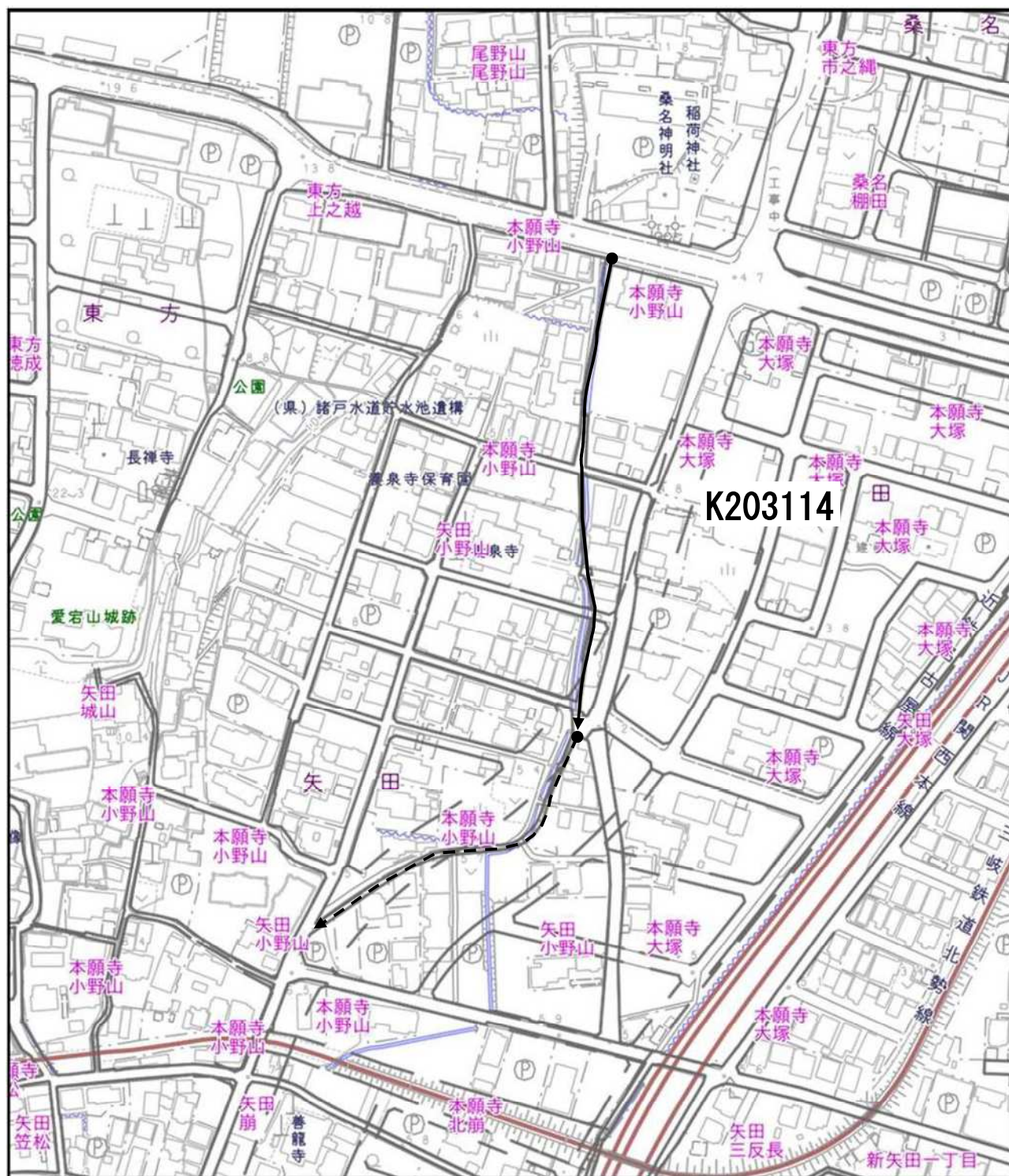
路線番号	路線名	起点	重要な 経過地	延長(m)
		終点		幅員(m)
K203006	東方元町 1 号線	大字東方字市之縄 2 番10地先		109. 2
		大字東方字市之縄 2 番21地先		3. 8～3. 8



路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地	延長(m)	凡 例
		終 点		幅員(m)	
K203006	東方元町1号線	大字東方市字之縄2番10地先		109.2	起点 ●
		大字東方市字之縄2番21地先		3.8～3.8	終点 ▲
					廃止路線 — —

3 変更する路線

路線番号	路線名	起点 終点		重要な 経過地	延長(m)
					幅員(m)
K203114	小野山 8 号線	前	大字本願寺字小野山193番 2 地先		363. 7
			大字矢田字小野山220番 1 地先		1. 0～5. 5
		後	大字本願寺字小野山193番 2 地先		212. 2
			大字本願寺字小野山209番 2 地先		1. 0～5. 5



路線番号	路線名	起 点		重要な 経過地	延長(m)
		終 点			幅員(m)
K203114	小野山 8 号線	前	大字本願寺字小野山193番 2 地先		363.7
			大字矢田字小野山220番 1 地先		1.0～5.5
		後	大字本願寺字小野山193番 2 地先		212.2
			大字本願寺字小野山209番 2 地先		1.0～5.5

凡 例	
起点	●
終点	▲
廃止区間	— — —
変更路線	—

議案第64号

町の区域の変更について

多度町小山土地区画整理事業に伴い、本市の町の区域を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

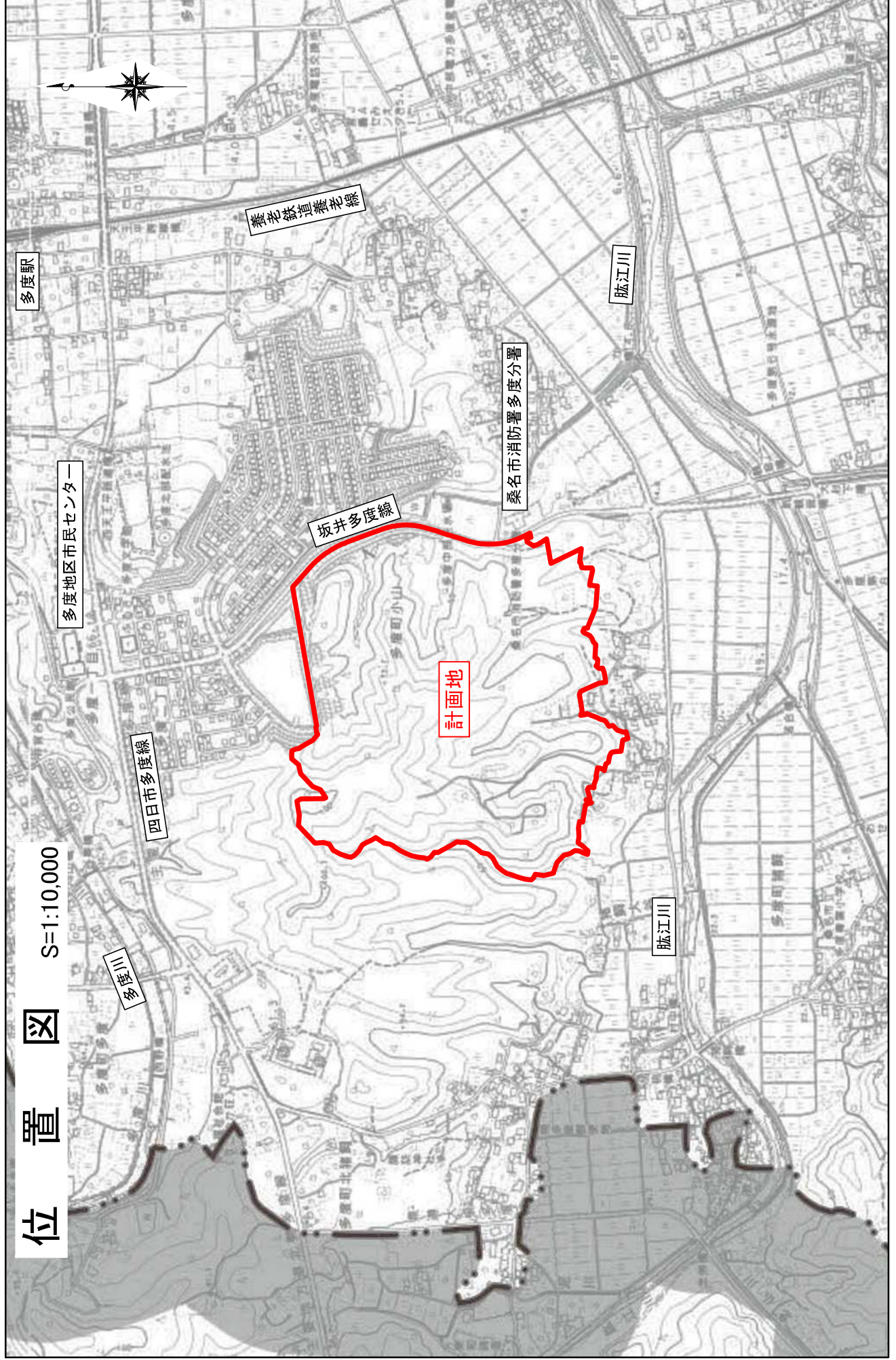
令和7年6月5日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

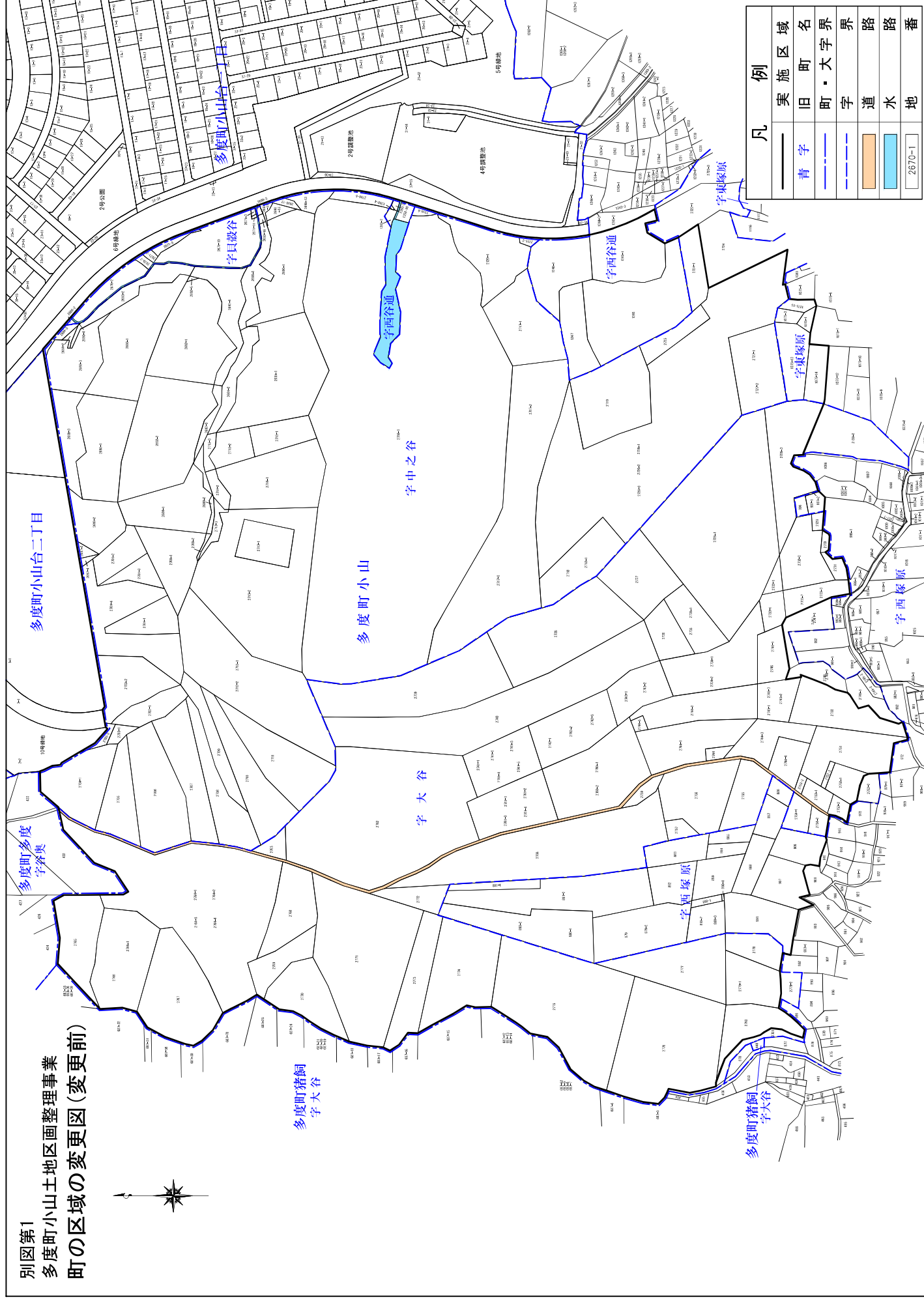
区域を変更する町名	左の町に編入する区域	
	町・字名	地 番
多度町小山台二丁目	多度町小山 字西塚原	879、879の2、880の1、880の2、881の1、881の2、882から889まで、890の1から890の4まで、891、907、908、996、997の1、997の2
	多度町小山 字東塚原	1075の1、1075の3、1075の13から1075の15まで
	多度町小山 字西谷通	1245の1、1246、1247、1248の1、1258の10、1260の2から1260の4まで及びこれらの区域に隣接介在する水路である市有地の全部
	多度町小山 字貝殻谷	2666の2、2670の2、2670の7、2671の2、2671の3、2671の9から2671の11まで及びこれらの区域に隣接介在する水路である市有地の全部
	多度町小山 字中之谷	2690の1から2690の3まで、2690の11から2690の13まで、2690の15、2690の16、2691の1、2691の2、2692の1から2692の5まで、2693の1から2693の4まで、2694の2、2694の5、2697の3、2697の4、2698の1から2698の3まで、2699の1、2699の2、2700の1、2700の2、2701の1から2701の4まで、2702の1、2702の2、2703の1、2703の3、2704の1、2705から2711まで、2712の1、2712の2、2713の1から2713の3まで、2714の1、2714の2、2715の1から2715の3まで、2716の1、2716の5、2716の6、2717の1から2717の3まで、2718、2718の1、2719、2720の1、2721の2、2724の1、2725、2726の1から2726の3まで、2727の1、2727の2
	多度町小山 字大谷	2728の1、2728の3、2729から2731まで、2732の1、2732の2、2733の1から2733の3まで、2734の1、2734の2、2735、2735の1、2736から2740まで、2741の1から2741の5まで、2742の1から2742の3まで、2743の1、2743の2、2744、2744の1から2744の5まで、2745の1から2745の3まで、2746、2746の1、2750、2751、2752の1、2752の3、2753の1から2753の3まで、2754の1、2754の2、2755から2759まで、2760の1、2760の2、2761の1から2761の4まで、2762、2763、2764の1から2764の4まで、2765、2766、2766の1、2767から2778まで、2779の1、2780及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の全部

位置図

S=1:10,000



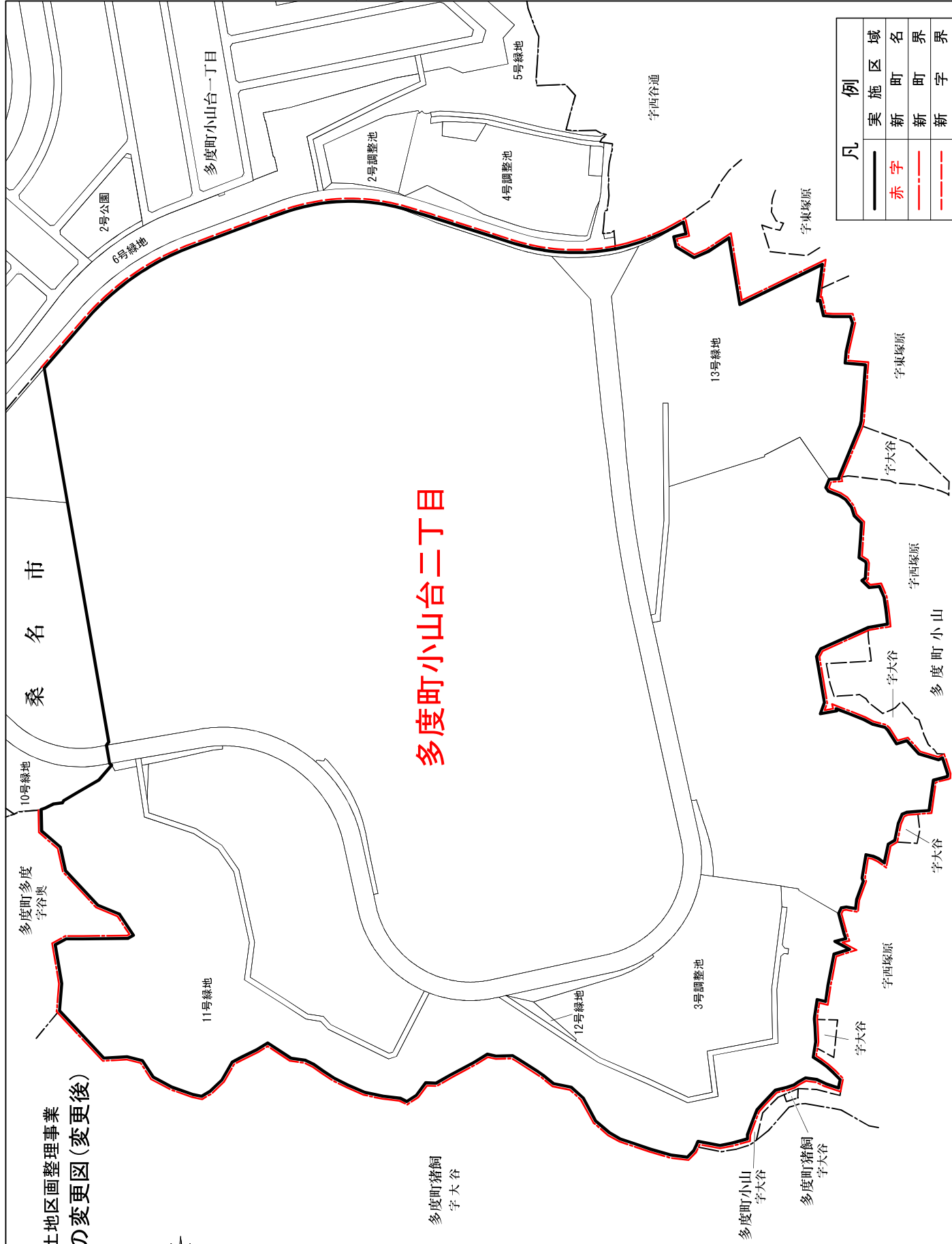
別図第1
多度町小山区画整理事業
町の区域の変更図(変更前)





桑 名 市

多度町小山台二丁目



凡 例	実 施 区 域	名 界
—	新 町	新 町
—	新 町	新 町
—	新 町	新 町